

(別紙様式1)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：茨城県  
農業委員会名：石岡市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	3,824	農業就業者数	3,974	認定農業者	236
自給的農家数	1,190	女性	1,998	基本構想水準到達者	30
販売農家数	2,631	40代以下	423	認定新規就農者	23
主業農家数	445	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	12
準主業農家数	587			集落営農経営	0
副業的農家数	1,599			特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	3,010	3,280				6,290
経営耕地面積	2,265	1,753	1,118	613	22	4,018
遊休農地面積	227	74				301
農地台帳面積	3,306	4,150				7,456

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和3年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	13
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	12

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,290 ha	934 ha	14.80%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加, 農地の分散錯圃等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。市, JAとの連携を強化し, 利用権設定等の促進を図る。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 972 ha (うち新規集積面積 38 ha)
	目標設定の考え方: 近年の年間平均増加数から目標を設定
活動計画	農地中間管理事業を積極的にPRして, 事業を活用したい担い手への利用集積を推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	4 経営体	6 経営体	5 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	10 ha	4 ha	6 ha
課 題	市全域にわたり農業者の高齢化や農業後継者の不足により地域の農業の担い手が減少している。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	5 ha
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い, 農政課と連携し認定の推進活動を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A × 100)
	6,591 ha	301 ha	4.57%
課 題	・農地の利用状況調査後に遊休農地の所有者への今後の意向把握と指導の徹底が必要となる。 ・規模の小さい農地や耕作が不便な農地への耕作再開へ向けた指導は難しい。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.2 ha		
	目標設定の考え方: 昨年度の利用状況調査で発見した遊休農地の4%程度を解消の目標とする。		
活 動 計 画	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	28 人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	・管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録。 ・調査区域を12地区に区切り、担当の農業委員を定めて農地利用最適化推進委員とともに調査。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月	1月～2月	
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	6,290 ha	4 ha
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。特に山際及び谷津田等は地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	違反転用と遊休農地の監視活動として、各地区農業委員による農地パトロールを6～8月強化月間とし、農業委員全員による農地パトロール強化月間を9～11月として現地調査及び指導を実施する。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入